

## 第3回 東京都版市場化テストモデル事業監理委員会 次第

日 時 平成19年3月15日(木) 14時00分～

場 所 第二本庁舎 31階 特別会議室 23

### 議 題

- 1 モデル事業「官民競争入札」の結果報告
  - (1) 「官民競争入札」結果の概要
  - (2) 質と価格の向上について
  
- 2 モデル事業実施科目の今後の取り扱いについて
  - (1) モニタリング及び事業実施後の評価の具体的手法
  - (2) 平成20年度事業実施者の選定方法
  - (3) モデル事業実施による直営訓練科目への波及効果
  
- 3 モデル事業（事業実施予定者選定までのプロセス）の検証について
  - (1) 「官民競争入札」参加事業者からの意見
  - (2) 検証事項
  
- 4 平成19年度における市場化テストの実施について
  - (1) 東京都市場化テストモデル事業監理委員会の今後の取扱い
  - (2) 対象事業の選定
  - (3) スケジュール
  
- 5 その他

<配布資料>

- 資料1 モデル事業「官民競争入札」結果について
- 資料2 モデル事業のモニタリング及び事業実施後の評価の具体的手法について
- 資料3 モデル事業実施科目の平成20年度事業実施者の選定方法について
- 資料4 モデル事業「官民競争入札」参加事業者からの意見概要
- 資料5 モデル事業（事業実施予定者選定までのプロセス）の検証事項について
- 資料6 東京都版市場化テストモデル事業監理委員会の今後の取扱いについて
- 資料7 平成19年度における市場化テスト対象事業の選定について
- 資料8 平成19年度における市場化テスト予定スケジュール

<参考資料>

- 参考1 東京都版市場化テストモデル事業における事業実施状況のモニタリング及び事業実施後の評価の詳細について（平成18年11月）
- 参考2 「東京における職業能力開発行政の新展開」－第8次東京都職業能力開発計画－
- 参考3 国の取組状況について

※ 資料1については、委員会終了後回収させていただきます。

## モデル事業「官民競争入札」の結果について

## 1 「官民競争入札」結果の概要

対象科目（管轄校）	事業実施予定者の氏名又は名称	提案者数	
		都	民間
ネットワーク構築科（有明）	ヒートウェーブ株式会社	1	4
貿易実務科（有明）	株式会社東京リーガルマインド	1	2
医療事務科（飯田橋）	ヒューマンアカデミー株式会社	1	5
医療事務科（八王子）	産業労働局雇用就業部及び都立八王子技術専門校	1	1
ビジネス経理科（高年齢者）	株式会社東京リーガルマインド	1	6
経営管理実務科（高年齢者）	株式会社東京リーガルマインド	1	3
経営管理実務科（府中）	株式会社東京リーガルマインド	1	3

※ 結果の詳細については、別紙1を参照

## 2 質と価格の向上について

## (1) 訓練等の質について

訓練及び就職支援にかかる、民間事業者から提案された主な内容は、別紙2のとおり。

## (2) 価格について

東京都対象業務所管部署と事業実施予定者の価格の対比は、別紙3のとおり。

モデル事業「官民競争入札」結果の詳細

(単位：点、円)

対象科目（管轄校）	業者名	技術点	価格点	総合評価点	入札価格
ネットワーク構築科 (有明)	<b>ヒートウェーブ(株)</b>	<b>355.0</b>	<b>108.4</b>	<b>463.4</b>	<b>22,600,000</b>
	(学)小山学園	333.3	121.3	454.6	21,600,000
	東京都提案	375.0	-265.9	109.1	51,610,710
	富士通オフィス機器(株)	365.0	予定価格超過	—	39,000,000
	(学)立志舎	失格	71.0	—	25,500,000
貿易実務科 (有明)	<b>(株)東京リーガルマインド</b>	<b>383.3</b>	<b>118.3</b>	<b>501.6</b>	<b>16,900,000</b>
	ヒューマンアカデミー(株)	366.7	112.0	478.7	17,280,000
	東京都提案	361.7	-183.9	177.8	35,035,320
医療事務科 (飯田橋)	<b>ヒューマンアカデミー(株)</b>	<b>378.3</b>	<b>145.2</b>	<b>523.5</b>	<b>16,560,000</b>
	東京都提案	475.0	26.0	501.0	24,312,600
	(株)日本医療事務センター	340.0	53.8	393.8	22,500,000
	(学)大原学園	243.3	93.8	337.1	19,900,000
	ロイヤル商事(株)	263.3	30.8	294.1	24,000,000
	(学)敬心学園	126.7	138.5	265.2	17,000,000
医療事務科 (八王子)	<b>東京都提案</b>	<b>345.0</b>	<b>29.9</b>	<b>374.9</b>	<b>24,055,200</b>
	(株)日本医療事務センター	311.7	53.8	365.5	22,500,000
ビジネス経理科 (高年齢者)	<b>(株)東京リーガルマインド</b>	<b>415.0</b>	<b>140.0</b>	<b>555.0</b>	<b>16,900,000</b>
	ヒューマンアカデミー(株)	356.7	106.5	463.2	19,080,000
	(学)お茶の水学園	325.0	95.4	420.4	19,800,000
	TAC(株)	278.3	134.2	412.5	17,280,000
	(学)立志舎	270.0	115.4	385.4	18,500,000
	東京都提案	370.0	3.4	373.4	25,778,160
	(学)大原学園	240.0	93.8	333.8	19,900,000
	ロイヤル商事(株)	—	—	辞退	—
経営管理実務科 (高年齢者)	<b>(株)東京リーガルマインド</b>	<b>388.3</b>	<b>158.6</b>	<b>546.9</b>	<b>16,900,000</b>
	ヒューマンアカデミー(株)	350.0	112.0	462.0	20,160,000
	TAC(株)	288.3	153.1	441.4	17,280,000
	東京都提案	355.0	31.0	386.0	25,827,480
経営管理実務科 (府中)	<b>(株)東京リーガルマインド</b>	<b>408.3</b>	<b>118.3</b>	<b>526.6</b>	<b>16,900,000</b>
	ヒューマンアカデミー(株)	313.3	88.0	401.3	18,720,000
	東京都提案	345.0	-0.9	344.1	24,053,400
	(学)細谷学園	276.7	予定価格超過	—	23,778,300

※ 総合評価点順に表示

※ ゴシック体は事業実施予定者

東京都対象業務所管部署と事業実施予定者の価格の対比について

(単位：円)

対象科目 (管轄校)	事業実施予定者 入札額	東京都対象業務 所管部署提案額	差 額
ネットワーク構築科 (有明)	22,600,000	51,610,710	△ 29,010,710
貿易実務科 (有明)	16,900,000	35,035,320	△ 18,135,320
医療事務科 (飯田橋)	16,560,000	24,312,600	△ 7,752,600
医療事務科 (八王子)	24,055,200	24,055,200	0
ビジネス経理科 (高年齢者)	16,900,000	25,778,160	△ 8,878,160
経営管理実務科 (高年齢者)	16,900,000	25,827,480	△ 8,927,480
経営管理実務科 (府中)	16,900,000	24,053,400	△ 7,153,400
合 計	130,815,200	210,672,870	△ 79,857,670

※ 入札額は、消費税及び地方消費税を含まない額である。

## モデル事業のモニタリング及び事業実施後の評価の具体的手法 について

モデル事業のモニタリング及び事業実施後の評価については、「東京都版市場化テストモデル事業における事業実施状況のモニタリング及び事業実施後の評価の詳細について」（平成 18 年 11 月）に基づき、以下により実施する。

### 1 実施主体

#### (1) 民間事業者対象

産業労働局雇用就業部能力開発課が行い、産業労働局総務部総務課へ報告する。

#### (2) 東京都所管部署対象

産業労働局雇用就業部能力開発課立会いのもと、産業労働局総務部総務課が行う。

### 2 実施方法

#### (1) 実施内容

現地に出向き、別添、東京都版市場化テストモニタリング調査票により行う。

#### (2) 実施時期

モニタリングは、原則として、年 4 回実施（定期的モニタリングと呼ぶ）し、必要に応じて実施するものとする（臨時モニタリングと呼ぶ）。

① 定期的モニタリングは、概ね訓練開始の 3 ヶ月後、6 ヶ月後、9 ヶ月後、12 ヶ月後の年 4 回とする。

② 臨時モニタリングは、必要に応じて実施する。

特に実施時期や回数を定めず、訓練開始前の事前確認や訓練修了後の事後確認、受講生からの苦情対応など、必要に応じて臨時に行うものである。

#### (3) 事前予告の有無

モニタリングに際しては、原則的に関係各位に日程を事前調整した上で実施するが、不定期モニタリングにおいて、緊急性を要すると判断した場合には、事前予告無しに実施し迅速な対応にあたる。

#### (4) 実施体制

2 名以上の人員をもって行う。

#### (5) 評価方法

東京都版市場化テストモニタリング調査票により評価を行う。

評価の基準については、別に定めるものとする。

なお、前期訓練及び後期訓練の修了 3 ヶ月後に就職率が確定した後、準備が整い次第、モニタリング結果（後期訓練修了後は事業実施後の評価もあわせて）を公表する。

## モニタリング及び事業実施後の評価の基準(案)

### I モニタリング

#### 1 対象業務が適切に実施されているか。

##### (1) 事業計画書の履行確認【○×で判定】

事業計画書の記載事項について、履行状況等を確認し、問題があれば×を付す。

[項目]

カリキュラム 指導体制 教室実習室 設備 就職支援室 休憩室 喫煙所  
トイレ 設備保守 講師間の連絡 補講体制 個人情報管理 苦情対応  
退校者への対処 講師 訓練充実の工夫 満足度確保 見学者対応 就職支援方法  
就職担当者 テキスト 教材 その他

##### (2) 事務処理マニュアルの履行確認【○×で判定】

事務処理マニュアルに定める内容（提出書類の内容や提出期日など）について、履行状況等を確認し、問題があれば×を付す。

[項目]

受講ガイド 教程表 月間時限表 指導要録 実習計画書 生徒日誌 未履修時間記録簿  
出席簿 欠席届 就職活動報告書 就職届 アンケート回収 修了判定書類 その他

##### (3) 実施要項上の要求水準を達成しているか。【ABC(BC)により判定】

A 高水準達成 B 要求水準 C 低水準

(ABCの3区分でなく、○×による判断が妥当な場合にはBCの2項目の評価とする)

#### ア 技能水準における達成度について、どのような状況であるか。【ABC(BC)により判定】

[評価項目及び評価の視点]

訓練基準の順守	訓練基準との比較。教程表・月間時限表の最終状況（消し込み）および生徒日誌等で確認。 B 全ての項目で訓練基準（7割以上）をクリアした内容である。 C 訓練基準を逸脱（7割未満）した内容である。
理解度指導工夫	状況（資料や資格取得等）により判断。 A 事業計画書通りの工夫があり、資格取得状況などから客観的に指導の効果を判断できる。 B 事業計画書通りの内容である。 C 事業計画書を満たさない内容である。

指導体制充実	<p>月間時限表や講師出勤簿、生徒日誌等で確認。</p> <p>A 常に学科指導1名以上、実技指導3名以上（生徒10名に対して1名）の指導体制である。</p> <p>B 学科指導及び実技指導が1名以上の指導体制である。</p> <p>C 学科指導及び実技指導が1名未満の指導体制である。</p> <p>※ 原則として、指導体制とは、指導員の数であり、事務スタッフは除く。例外、ガイダンス等。</p>
相談体制	<p>状況や生徒への説明資料等で確認。</p> <p>A 事業計画書を上回る指導体制と認められる。</p> <p>B 事業計画書通りの良好な相談体制と認められる</p> <p>C 改善点のある体制である。</p>
訓練機器充実	<p>現場及び使用状況等の確認。</p> <p>A 設備基準以上</p> <p>B 設備基準同等（最低基準クリアー）。</p> <p>C 設備基準を下回る（最低基準を満たしていない）。</p>
その他 訓練体制充実策	<p>状況（資料や資格取得等）により判断。</p> <p>A 事業計画書通りの独自の工夫があり、資格取得状況などから客観的に指導の効果を判断できる。</p> <p>B 事業計画書通りの内容である。</p> <p>C 事業計画書を満たさない内容である。</p>

## イ 就職支援体制について、どのような状況であるか。【ABCにより判定】

〔評価項目及び評価の視点〕

相談員配置状況	<p>勤務実態及び相談状況等の確認。</p> <p>A 事業計画書の提案を上回る専門の相談員の勤務実態があり、適切に相談が行われていることを確認できる。</p> <p>B 専門の相談員の勤務実態があり、適切に相談が行われていることを確認できる。（事業計画書通り）。</p> <p>C 相談員の勤務実態がない。または、実態として不十分な体制である（実施計画書を満たさない）。</p>
支援策の充実度	<p>状況（内容、配布資料、成果等）により判断。</p> <p>A 事業計画書通りの対応であり、就職率などからも有効策であると判断できる。</p> <p>B 事業計画書通りの内容である。</p> <p>C 事業計画書を満たさない内容である。</p>
カリキュラムの工夫	<p>状況（月間時限表、生徒日誌、配布資料、成果等）により判断。</p> <p>A 事業計画書通りの対応であり、カリキュラムの工夫が就職に結びついていると判断できる。</p> <p>B 事業計画書通りの内容である。</p> <p>C 事業計画書を満たさない内容である。</p>

求人情報の提示状況	提示した情報の確認や生徒の活用状況等で判断。 A 事業計画書の提案を上回る内容提示方法である。 B 内容及び提示方法が良好である（事業計画書通り）。 C 内容及び提示方法に問題がある。
修了後の支援体制	状況（取り組み内容や実績等）により判断。 A 事業計画書通りの対応であり、就職率などから就職支援策が評価できる。 B 事業計画書通りの内容である。 C 事業計画書を満たさない内容である。
その他支援体制充実策	状況（資料や成果（就職率）等）により判断。 A 事業計画書通りの独自の取り組みであり、就職率などから有効な支援策であることが判断できる。 B 事業計画書通りの内容である。 C 事業計画書を満たさない内容である。

ウ 実施場所について、どのような状況であるか。【BCにより判定】

〔評価項目及び評価の視点〕

利便性について	現地確認。事業計画書との対比。 B 事業計画書の記載通りであり、利便性に富んでいる。 C 事業計画書の記載は過大表現である。
---------	--

エ 設備について、どのような状況であるか。【ABCにより判定】

〔評価項目及び評価の視点〕

訓練スペースの確保	現地確認。訓練基準及び事業計画書と比較。 A 事業計画書を上回る内容である。 B 訓練基準をクリアし、計画書通りの内容である。 C 訓練基準を逸脱（最低基準未満）した内容である。
付加的設備	現地確認。事業計画書と比較。 A 事業計画書を上回る内容である。 B 事業計画書通りの内容である。 C 事業計画書記載事項を下回る内容である。

(4) 入校生の訓練修了実績はどうか。【実績値及びA B Cにより判定】

[評価項目及び評価の視点]

入校者数	入校者数の把握。
修了者数	修了者数の把握。
修了率	「修了者数÷入校者数×100」で修了率を求める。 A 95%以上 B 70%以上～95%未満 C 70%未満 (平成17年度修了率87%(全科平均)) ※ 就職、転居などのやむを得ない事由による退校者がある場合には、その該当者数を入校者数から除く。
退校者数	退校者数の把握。
退校理由	退校理由(退校に至るまでの経緯等)を記入する。

(5) 事業計画書に記載した目標就職率を達成しているか。【実績値及びA B Cにより判定】

[評価項目及び評価の視点]

目標就職率	事業計画書に記載した目標就職率を記入。
実績就職率	「就職者数÷修了者数×100」で実績就職率を求める。 A 90%以上 B 70%以上～90%未満 C 70%未満 ※就職状況の把握について 正社員・派遣社員・パート・アルバイト等の種別を問うものではないが、継続した雇用契約(2ヶ月以上)によるものであること。 派遣社員の場合は、登録だけでは就職にカウントしない。実際に、派遣先に勤務した時点で就職とする。
目標就職率を達成できなかった場合	目標就職率を実績値が下回った場合には、理由を調査(聞き取り)し、その結果を明記する。

2 訓練内容及び就職支援について、訓練生の評価は優れているか。【A B Cにより判定】

A 高水準達成 B 要求水準 C 低水準

[評価項目及び評価の視点]

生徒の評価 (優劣について)	修了時に実施する在校生アンケート(共通)の結果に基づき記入する。 アンケート結果 A 訓練内容及び就職支援において、80%以上が良いと回答。 B A・Cのどちらにも該当しない。 C 訓練内容及び就職支援において、50%以上が悪いや不満と回答。
-------------------	---

3 その他（事業計画書に記載した内容以外に）訓練や就職支援業務のレベルアップに努めているか。【A・無により判定】

A レベルアップに向けた取組がある      無 特に確認することができない

〔評価項目及びの視点〕

レベルアップに向けた取組の有無	状況を確認して判断。取組が有る場合は、その内容を記載。 A 事業計画書に記載した以外のレベルアップに向けた取組がある。 無 事業計画書の範囲内である。
-----------------	---

## II モデル事業実施後の評価

「対象業務の実施状況」「事業効果」及び「総合評価」について判定する。【ABCにより判定】

- A 優れている（従来の実施状況、事業効果に比べ、優れている）
- B 適切である（従来の実施状況、事業効果と同程度）
- C 問題がある（従来の実施状況、事業効果に比べ、劣っている）

### 1 対象業務の実施状況

以下のモニタリング調査項目の評価結果に基づき、判定を行う。

また、東京都対象業務所管部署の実施科目については、業務の実施に要した経費と提示金額との比較を行い、評価に反映させる。

なお、モニタリング調査項目3において、レベルアップに向けた有効な取組があった場合には、特記事項として公表する。

〔モニタリング調査項目〕

- 1 対象業務が適切に実施されているか。
  - (1) 事業計画書の履行確認
  - (2) 事務処理マニュアルの履行確認
  - (3) 実施要項上の要求水準を達成しているか。
    - ア 技能水準における達成度について、どのような状況であるか。
    - イ 就職支援体制について、どのような状況であるか。
    - ウ 実施場所について、どのような状況であるか。
    - エ 設備について、どのような状況であるか。
- 3 その他（事業計画書に記載した内容以外に）訓練や就職支援業務のレベルアップに努めているか。

[判定基準]

区分	判定	判定基準
民間事業者実施科目	A	以下の条件を全て満たす内容である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 (1)、(2) において全て○である。</li> <li>・ 1 (3) ア、イ、ウ、エにおいて、最終的（実施結果）にC判定がない。</li> <li>・ 1 (3) ア、イ、ウ、エ、3 において、3分の2（16項目中11項目）以上がA判定である。</li> </ul>
	B	以下の条件を全て満たす内容である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1)、(2) において全て○である。</li> <li>・ (3) ア、イ、ウ、エにおいて、最終的（実施結果）にC判定がない。</li> <li>・ (3) ア、イ、ウ、エにおいて、A判定が3分の2未満である。</li> </ul>
	C	(1)、(2) において×がある。 または、「(3) ア、イ、ウ、エ」において、最終的（実施結果）にC判定がある。
東京都対象業務所管部署実施科目	A	以下の条件を全て満たす内容である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 (1)、(2) において全て○である。</li> <li>・ 1 (3) ア、イ、ウ、エにおいて、最終的（実施結果）にC判定がない。</li> <li>・ 1 (3) ア、イ、ウ、エ、3 において、3分の2（16項目中11項目）以上がA判定である。</li> <li>・ 業務の実施に要した経費が提示金額の範囲内である。</li> </ul>
	B	以下の条件を全て満たす内容である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1)、(2) において全て○である。</li> <li>・ (3) ア、イ、ウ、エにおいて、最終的（実施結果）にC判定がない。</li> <li>・ (3) ア、イ、ウ、エにおいて、A判定が3分の2未満である。</li> <li>・ 業務の実施に要した経費が提示金額の範囲内である。</li> </ul>
	C	(1)、(2) において×がある。 または、「(3) ア、イ、ウ、エ」において、最終的（実施結果）にC判定がある。 または、業務の実施に要した経費が提示金額を超過している。

## 2 事業効果

以下のモニタリング調査項目の評価結果に基づき、判定を行う。

[モニタリング調査項目]

- 1 対象業務が適切に実施されているか。
  - (4) 入校生の訓練修了実績はどうか。
  - (5) 事業計画書に記載した目標就職率を達成しているか。
- 2 訓練内容及び就職支援について、訓練生の評価は優れているか。

[判定基準]

判定	判定基準
A	1 (4)、(5)、2において、全てA判定である。
B	1 (4)、(5)、2において、全てがA判定ではないが、B判定以上である。(C判定がない)
C	1 (4)、(5)、2において、C判定がある。

## 3 総合評価

モデル事業実施後の評価「1 対象業務の実施状況」「2 事業効果」に基づき、判定を行う。

[判定基準]

判定	判定基準
A	「1 対象業務の実施状況」及び「2 事業効果」がともにA判定である。
B	「1 対象業務の実施状況」及び「2 事業効果」がともにB判定以上である。
C	「1 対象業務の実施状況」、「2 事業効果」のいずれか一方にでもC判定がある。

## モデル事業実施科目の平成 20 年度事業実施者の選定方法について

モデル事業実施科目の平成 20 年度事業実施者の選定方法については、今後、以下のケースについて検討を行う。

区分	対象科目 (管轄校)	選定方法
民間事業者が実施する科目	ネットワーク構築科 (有明)	<b>【ケース 1】</b> 民間委託化 (平成 19 年度事業実施者の実施状況が良好な場合、入札時の評価点加算など優遇措置を検討)  <b>【ケース 2】</b> 「官民競争入札」により選定
	貿易実務科 (有明)	
	医療事務科 (飯田橋)	
	ビジネス経理科 (高年齢者)	
	経営管理実務科 (高年齢者)	
	経営管理実務科 (府中)	
東京都対象業務所管部署が実施する科目	医療事務科 (八王子)	<b>【ケース 1】</b> 「官民競争入札」により選定  <b>【ケース 2】</b> 民間委託化  <b>【ケース 3】</b> 都が継続実施

## モデル事業「官民競争入札」参加事業者からの意見概要

項目	意見概要
事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル事業の様式では工夫しようが無く、独自性を出しづらい。</li> <li>カリキュラムなど教育内容に関わる部分は、独自の様式で出した方が良い。</li> <li>「地域との連携」の記入欄があったが、どのような趣旨で書かせるのか分からない。</li> <li>予定講師の欄に、生年月日、年齢は必要か。個人情報であり抵抗がある。</li> <li>オリジナルで書ける自由様式があると提出しやすい。その際、評価基準も明らかにしてほしい。</li> </ul>
指導員の 資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導員免許は必ずしも指導力に直結しない。指導能力が高くても要件に該当しない者もいる。</li> <li>評価を考慮し、指導能力よりも指導員免許を持っている者を優先して担当させることになってしまう。</li> </ul>
都訓練基準 の内容	<p><b>【全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>演習時間が多い印象があり、そこまで必要なのか疑問</li> <li>必要性に疑問がある科目が含まれる場合があり、抵抗があった。</li> <li>「社会」は一般的に分かりにくい。その中で、入校式をやるなど民間ではあり得ない。</li> </ul> <p><b>【貿易実務科】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訓練基準の内容で通関士まで取得できるのか疑問。英文会計と速記が必要なのか疑問</li> </ul> <p><b>【医療事務科】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>簿記会計実習の時間数が医療事務等より多く、必要性に疑問。</li> <li>医科保険と歯科保険はかなり別物であり、両方やることで知識の幅は広がるが、就職実績につながるかは疑問。別科目として分けた方が良いのではないか。</li> </ul> <p><b>【ネットワーク構築科】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容的に6ヶ月も必要か。雇用・能力開発機構では3ヶ月で実施しており、これで十分。ネットワーク技術の習得ができれば企業は採用する。6ヶ月間であれば資格を取らせる。</li> </ul>
訓練カリキュ ラムの提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>この仕組みで各社がやりたいことができるのか疑問。各々の特徴を出しづらい。もう少し自由にカリキュラムを組めるようにしてもよいのではないか。</li> </ul>
入札金額の 算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>総価契約であり、委託訓練よりリスクが低いいため、委託訓練より若干安く算定した。</li> <li>都の実績額は目安になる。</li> <li>都の実績額と委託訓練の両方を参考にした。</li> </ul>
落札者決定 基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目が公表されていたので、事業計画書を記入しやすかった。</li> <li>落札者決定基準を明らかにしている点は意欲的に感じられる。(雇用・能力開発機構は非開示)</li> <li>指導力を評価するには、紙ベースだと、免許・資格くらい。関連資格試験(簿記検定等)の合格率を書かせてはどうか。</li> <li>最低基準の45㎡では、ノートパソコンでも厳しいはず。90㎡でギリギリである。</li> <li>就職支援について、評価基準の項目を実施すれば70%達成できるのか疑問</li> <li>今の配点では価格競争になる懸念があり、教育的にはどうか。都が価格を提示して、それをベースに内容を競うこともありか。</li> </ul>

評価方法、結果の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違和感は感じなかった。人の感覚による。社内には、都が参加するのに、都が評価することに違和感を感じる人もいた。結果によるのではないか。</li> <li>・ 都の評価点の方が高い理由が理解できない。</li> <li>・ 採点の妥当性に疑問がある。</li> <li>・ 1科目を都がとったが、妥当な結果ではないか。</li> <li>・ 民間より専門学校の評価が低いのが納得いかない。</li> <li>・ 提案書だけでなく、実際を見てほしい。雇用能力開発機構は見に来ている。</li> <li>・ 都の価格点が低いなど、情報がしっかりと遮断されていると感じた。</li> </ul>
スケジュール全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スケジュールの前倒しは必要</li> <li>・ 担当に話がきた時点で質問受付期間が終了していた。</li> <li>・ 事業計画書の作成には十分な時間があつた。</li> <li>・ 10月は学校法人本体が次年度の入校生受付で多忙</li> <li>・ 入札結果が出てから募集パンフレットの印刷までの時間が無く、パンフレットを受講生に分かりやすくする工夫を反映することができなかった。</li> </ul>
電子認証の取得、入札参加資格登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子認証について時間が無く、認証会社に直接出向いて手続きを行った。1社からは時間的に無理だと断られた。</li> <li>・ 民間である認証会社に住民票等を提出したが、個人情報の扱いについて疑問</li> <li>・ 入札参加資格登録の際、「190 その他の業務委託等」における売上高をどこまで出せばいいかわからなかった。</li> </ul>
入札関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札情報サービスはどのように操作するか分からない。</li> <li>・ 雇用能力開発機構より都の方が透明性はあつた。</li> </ul>
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社の動きの変化や講師の確保の点から1年間がよい。</li> <li>・ 2、3年先になると先が見えないため、1年間がよい。場所が変わるかもしれない。先行投資が必要な場合は複数年のメリットはある。</li> </ul>
施設内訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社施設には限りがあるため、都の施設が利用可能であれば、提案しやすくなる。</li> <li>・ 技術専門校の施設が使用できる場合は、事務職員を行かせて使用するつもりだった。</li> <li>・ 設備次第であり、学校に無い設備があれば使用したい。</li> </ul>
他科目へ参加しなかった理由	<p>【ネットワーク構築科】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器のメンテナンスが追いつかない。</li> </ul> <p>【医療事務科】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門ソフトが必要となるほか、定員の問題で参加できなかった。</li> <li>・ 40名分のスペースを確保することは困難だった。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師について1年後の予定を出すのは困難である。</li> <li>・ 説明会を何回もやったほうがいい。宣伝は年間を通して行うべき。市場化テストとは何か、専門学校にとってのメリットは何かを周知する必要がある。</li> <li>・ 入札参加申し込み時、複数科目に申し込む場合、申込書が複数枚必要であったが、1枚で済ませられればよい。</li> </ul>

## モデル事業（事業実施予定者選定までのプロセス）の検証事項について

## ＜平成 19 年度の実施方針策定前に検証すべき事項＞

区 分	検 証 事 項 ・ 方 向 性
市場化テスト制度 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市場化テスト制度についてのPRの工夫 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門学校向け説明会への参加や資格取得系会社への個別説明など、市場化テスト制度を周知</li> </ul> </li> </ul>
入札手続き関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 十分な入札手続き期間の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子認証手続きは制度上必須であり、省略は不可</li> <li>・ 入札スケジュールの前倒しにより、十分な手続き期間を確保するとともに、入札説明会や問い合わせ窓口において手続き方法を周知</li> </ul> </li> <li>◇ 入札関連情報の提供方法の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札情報の掲載場所（HP）を集約するなど工夫</li> </ul> </li> </ul>
過去の事業実績の 開示（コスト情報）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ コスト算定内訳のチェック体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監理委員会による事前チェックを実施</li> </ul> </li> </ul>
対象業務所管部署 の提案内容のチェ ック	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 対象業務所管部署の提案内容のチェック体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監理委員会による事前チェックの仕組みを構築（設置要綱上の所掌事項に追加）</li> </ul> </li> </ul>
技術審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 技術審査委員会の所管部署 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施局の総務部門とすることについて</li> </ul> </li> <li>◇ 地方自治法施行令 167 条の 10 の 2 の規定に基づく、総合評価一般競争入札を採用した場合に必要な学識経験を有する者の意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術審査委員会において実施</li> </ul> </li> </ul>
訓練カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 民間事業者等の創意工夫の反映 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練基準の運用（現行 30%以内）の再検討</li> </ul> </li> <li>◇ 訓練基準の精査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者等の意見を踏まえた、訓練基準の教科構成等を精査、修正する仕組みづくりを実施</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 予算措置の手法の検討（平成 19 年度における職業訓練業務については主計部との事前合議）</li> <li>◇ 官の提案内容の直営訓練科目への反映 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案内容の分析、反映</li> </ul> </li> </ul>

<平成 19 年度の実施要項策定前に検証すべき事項>

区分	検証事項・方向性
評価基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 評価基準の精査                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科目の特性に応じた個別評価項目、配点の設定</li> </ul> </li> <li>◇ 事業計画書の精査                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式の見直し（記載項目の精査など）</li> <li>・ 入札参加者の独自性を引き出す工夫（プレゼンシートの追加など）</li> </ul> </li> </ul>
過去の事業実績の開示（コスト情報）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ コスト算定の精度向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな公会計制度に基づく科目別フルコストを把握、公表</li> <li>・ 施設の共用部分の算入、間接部門の範囲の検証</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ インセンティブ、ディスインセンティブの検討</li> </ul>

<民間事業者等の意見やモニタリングに応じて検証すべき課題>

検証事項・方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 複数年契約、債務負担行為の設定を検討（対象事業の内容等に応じ）</li> <li>◇ 低入札価格への対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合評価における技術点・価格点の配分割合等を検証</li> </ul> </li> </ul>

## 東京都版市場化テストモデル事業監理委員会の今後の取扱いについて

- ◇ モデル事業の検証を踏まえ、今後、市場化テストを本格実施するため、平成19年度に新たな監理委員会を設置予定
- ◇ これにあわせ、東京都版市場化テストモデル事業監理委員会設置要綱を廃止
- ◇ モデル事業のモニタリング及び評価についての監理は、新たな委員会へ引継ぎ

## (参考) 新たな監理委員会について (案)

## 〔名 称〕

東京都市場化テスト監理委員会 (仮称)

## 〔委員構成〕

- ・ 現行委員をベースに今後調整
- ・ 対象事業の追加等、必要に応じ新たな専門委員を選定

## 〔所掌事務〕

市場化テストの実施に係る以下の事項に対する監理

- ・ 対象事業の内容等を定める実施方針の策定
- ・ 業務の質や内容、官民の競争に係る入札等の手続、提案書類の評価基準等を定める実施要項の作成
- ・ 東京都対象業務所管部署が作成する提案書類の内容
- ・ 東京都対象業務所管部署及び民間事業者の事業計画書に対する評価内容
- ・ 事業実施のモニタリング
- ・ 事業実施後の評価内容
- ・ 東京都版市場化テストモデル事業の事業実施のモニタリング及び事業実施後の評価内容

※ 下線は、東京都版市場化テストモデル事業監理委員会と異なる項目

## 〔平成19年度の開始予定〕

- |                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| 第1回 (平成19年7月頃)  | 実施方針の策定 (対象業務等)           |
| 第2回 (平成19年9月頃)  | 実施要項の策定                   |
| 第3回 (平成19年11月頃) | 事業計画書の評価内容について            |
| 第4回 (平成20年1月頃)  | 【モデル事業】 前期訓練のモニタリング結果について |

## 平成 19 年度における市場化テスト対象事業の選定について

### 1 公共職業訓練業務

#### (1) 第 8 次東京都職業能力開発計画について

#### (2) 短期課程訓練

- ・ 2～3ヶ月コースについては、過去の実績を踏まえ、必要性を整理しつつ、市場化テストにかけることなく、民間委託訓練（施設外訓練）に移行する。
- ・ 6ヶ月コースについては、必要性を整理しつつ、民間開放の準備の整った科目について、平成 19 年度当初に民間事業者等の意見聴取を実施し、民間の受け皿のある訓練科目を対象として選定する。
- ・ 民間の要望に基づき、施設内訓練も市場化テストの実施に向け検討していく。

#### (3) 普通課程訓練

- ・ 過去の実績を踏まえ、必要性を整理するとともに、現状では普通課程の民間委託が認められていないため、厚生労働省における職業能力開発校の柔軟な運営等についての検討状況を踏まえつつ、普通課程訓練の市場化テスト対象化を検討していく。

#### (参考) 公共サービス改革法に基づく意見聴取に対する厚生労働省回答

都道府県職業能力開発校の運営に関して、公共職業訓練が雇用対策におけるセーフティネットとして重要な役割を果たしていることを踏まえ、時代のニーズ、地域の産業構造の変化等に的確に対応した技能の習得を図ることができ、効果的・効率的な職業能力開発を推進することが可能となるよう、柔軟な科目改編、多様な外部人材の活用などの方策について、管理運営の外部委託を含め、その適正な運営を確保することが可能かどうかにつき、地方公共団体の意見を踏まえつつ、検討を行う。（平成 19 年度のできるだけ早期に結論）

### 2 他の対象事業の選定について

- ・ 公共職業訓練業務と併せて、都の事務事業全般について民間事業者等の意見公募を実施するとともに、庁内からの提案も受け付け、事業選定の参考とする。
- ・ 内閣府における検討状況（参考 3 「国の取組状況について」を参照）



## 東京都版市場化テストモデル事業における事業実施状況の モニタリング及び事業実施後の評価の詳細について

### I 目的

東京都版市場化テストモデル事業について、モデル事業の適切な実施を確保するため、モニタリングを行う。

また、事業実施後は、モデル事業の実施結果及び対象業務の今後の取り扱いについての評価を行う。

### II モデル事業実施状況のモニタリング

モデル事業実施期間中（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）において、以下によりモデル事業実施状況のモニタリングを行う。

#### 1 モニタリングの実施主体

- (1) 民間事業者が業務を実施する場合  
産業労働局雇用就業部が行い、総務部へ報告する。
- (2) 東京都対象業務所管部署が業務を実施する場合  
産業労働局総務部が行う。

#### 2 モニタリングの視点

- (1) 対象業務が適切に実施されているか。【必須事項】
  - ① 事業計画書に記載した内容に従い、業務を実施しているか。
  - ② 事務処理マニュアルに定める内容（提出書類など）を履行しているか。
  - ③ 実施要項上の要求水準を達成しているか。
  - ④ 入校生の訓練修了実績はどうか（退校者がいる場合はその事由を含む）。
  - ⑤ 事業計画書に記載した目標就職率を達成しているか。
- (2) 訓練内容及び就職支援について、訓練生の評価は優れているか。
- (3) 事業計画書に記載した内容以外に、受講生の就職に有効な新たな工夫を行うなど、訓練や就職支援業務のレベルアップに努めているか。

### 3 モニタリング内容

#### (1) モニタリング項目、実施時期等

区分	NO	項目	実施時期・頻度
民間事業者が業務を実施する場合	1	事務処理マニュアルに定める運営状況調査（実地調査含む）による調査項目	運営状況調査実施時 ※年4回及び必要に応じ実施
	2	事務処理マニュアルや事業計画書に記載された内容の履行状況 ※1に係るものを除く	・提出書類関係 随時 ・その他 運営状況調査実施時
	3	修了率（退校者がいる場合はその事由を含む）	前期、後期各訓練修了時
	4	訓練修了3ヵ月間の就職率 ※後期訓練修了3ヵ月間の就職率の確認は、管轄する都立技術専門校が行う。	前期、後期各訓練修了3ヶ月間
	5	受講生へのアンケート調査結果	前期、後期各訓練修了時
	6	事業計画書に記載した内容以外に、受講生の就職に有効な新たな工夫を行うなど、業務のレベルアップに努めた内容（訓練、就職支援）	運営状況調査実施時 ※年4回及び必要に応じ実施
	7	業務改善指導の改善状況（必要な場合）	業務改善指導後、必要に応じて実施
東京都が業務を実施する場合	1	事務処理マニュアルや事業計画書に記載された内容の履行状況（実地調査含む）	年4回及び必要に応じ実施
	2	修了率（退校者がいる場合はその事由を含む）	前期、後期各訓練修了時
	3	訓練修了3ヵ月間の就職率	前期、後期各訓練修了後3ヶ月間
	4	受講生へのアンケート調査結果	前期、後期各訓練修了時
	5	事業計画書に記載した内容以外に、受講生の就職に有効な新たな工夫を行うなど、業務のレベルアップに努めた内容（訓練、就職支援）	運営状況調査実施時 ※年4回及び必要に応じ実施
	6	業務改善指導の改善状況（必要な場合）	業務改善指導後、必要に応じて実施

#### (2) 運営状況調査の調査項目

- ① 就職支援計画の履行確認
- ② 関係書類の確認

生徒名簿、講師名簿、月間時限表、生徒日誌、未履修時間記録簿、出席状況報告書、使用テキスト

(該当のみ) 欠席届・欠席証明書類、退校申請書、就職面接証明書

- ③ 施設、訓練環境の確認 など
- (3) 受講生の事故、苦情（要望含む）の内容及び対応  
事業計画書に記載された内容の履行状況確認においては、受講生の事故、苦情（要望含む）の内容及び対応の確認も含む。民間事業者または東京都対象業務所管部署は、その内容と対応について記録し、随時、管轄する都立技術専門校または産業労働局総務部へ提出すること。
- (4) アンケート項目
  - ・ 施設面、指導員・講師等の対応、訓練内容、就職支援内容、総合満足度 など
- (5) 就職率の把握内容
  - ・ 訓練科目関連業種への就職率、全業種への就職率、就職経路 など
- (6) 実地調査の内容
  - ・ 業務管理体制、訓練・就職支援の実施状況、指導員・講師等の体制・対応、施設・機器等の管理状況 など
- (7) その他
  - ・ モニタリングに必要な様式については、「事務処理マニュアル」記載の各種報告等の様式とあわせて、別に指示する。

#### 4 モニタリング結果の公表

- (1) 公表項目
  - ① 事業計画書及び事務処理マニュアルに基づく対象業務の実施状況
  - ② 修了率
  - ③ 訓練修了後3ヵ月間の就職率
  - ④ 受講生へのアンケート調査結果の概要
  - ⑤ その他
    - ・ 事業計画書に記載した内容以外に実施された、受講生の就職に有効な新たな工夫など、業務のレベルアップに向けた取組内容
    - ・ 業務改善指導の内容及び改善状況（必要な場合）
- (2) 公表方法  
産業労働局ホームページ及び総務局行政改革推進部ホームページにおいて公表する。
- (3) 公表時期  
前期訓練・後期訓練について、訓練修了3ヵ月後に就職率が確定した後、準備が整い次第公表する。  
なお、訓練修了3ヵ月間の就職率については、以下により把握するものとする。
  - ① 民間事業者が実施する場合
    - ・ 前期訓練については、民間事業者は訓練修了3ヵ月間の就職状況を取りまとめ、平成20年1月10日までに、管轄する都立技術専門校へ報告するものとする。

- ・ 後期訓練については、管轄する都立技術専門校が調査し、平成 20 年 7 月 10 日までに確定させるものとする。
- ② 東京都対象業務所管部署が実施する場合
  - ・ 管轄する都立技術専門校が調査し、前期訓練については平成 20 年 1 月 10 日まで、後期訓練については平成 20 年 7 月 10 日までに確定させるものとする。
- (4) 東京都版市場化テストモデル事業監理委員会の意見聴取  
公表にあたっては、東京都版市場化テストモデル事業監理委員会の意見を聴くものとする。

### Ⅲ モデル事業実施後の評価

モデル事業実施期間終了後、以下によりモデル事業の実施に係る評価を行う。

#### 1 評価の実施主体

- (1) 民間事業者が業務を実施する場合  
産業労働局雇用就業部が行い、総務部へ報告する。
- (2) 東京都対象業務所管部署が業務を実施する場合  
産業労働局総務部が行う。

#### 2 評価方法

- (1) 評価内容  
別表の項目及び視点に基づき、以下の内容について評価する。
  - ① 対象業務の実施状況
  - ② 事業効果
  - ③ 総合評価
  - ④ 対象業務の今後の取り扱いについて
- (2) 評価基準
  - ① 「対象業務の実施状況」、「事業効果」及び「総合評価」について
    - A 優れている（従来の実施状況、事業効果に比べ、優れている）
    - B 適切である（従来の実施状況、事業効果と同程度）
    - C 問題がある（従来の実施状況、事業効果に比べ、劣っている）
  - ② 対象業務の今後の取り扱いについて  
対象業務の実施状況及び事業効果を検証し、対象業務の今後の取り扱いを決定する。
    - ア 民間委託による実施
    - イ 市場化テストの継続実施
    - ウ 東京都対象業務所管部署による実施
    - エ 対象業務の見直し

### 3 評価結果等の公表

#### (1) 公表項目

- ① 対象業務の実施状況
- ② 修了率（前期、後期）
- ③ 訓練修了3ヵ月間の就職率（前期、後期）
- ④ 受講生へのアンケート調査結果（概要）
- ⑤ その他
  - ・ 事業計画書に記載した内容以外に実施された、受講生の就職に有効な新たな工夫など、業務のレベルアップに向けた取組内容
  - ・ 業務改善指導に基づく改善結果（必要な場合）
  - ・ 東京都対象業務所管部署が実施する場合、業務の実施に要した経費
- ⑥ 評価基準に基づく評価結果

#### (2) 公表方法

産業労働局ホームページ及び総務局行政改革推進部ホームページにおいて公表する。

#### (3) 公表時期

後期訓練の修了3ヵ月後に就職率が確定した後、準備が整い次第公表する。

#### (4) 東京都版市場化テストモデル事業監理委員会の意見聴取

公表にあたっては、東京都版市場化テストモデル事業監理委員会の意見を聴くものとする。

#### (5) 評価結果の通知及び再評価請求

民間事業者が対象業務を実施する場合、産業労働局総務部は、評価結果について、東京都版市場化テストモデル事業監理委員会の意見を聴く前に民間事業者に通知するものとする。民間事業者は、評価内容に不服があるときは、産業労働局総務部に対し再評価を請求することができる。

#### (6) その他

東京都対象業務所管部署が実施する場合、業務の実施に要した経費について、平成20年7月10日までに産業労働局総務部へ報告するものとする。

### 4 その他

(1) 民間事業者が実施する場合、民間事業者は、実施期間終了3ヶ月後に就職率が明らかになった以降、本評価に係る作業に関し、協力するものとする。

(2) モデル事業終了後、総務局行政改革推進部がモデル事業全般について、関係者に対し、意見、改善要望等のヒアリングまたはアンケート調査等を実施し、本格実施に向けた必要な対応を行う。

<別 表>

区分	項 目	視 点
対象業務の実施状況	対象業務の適切な実施【必須事項】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書に記載した内容に従い、業務を確実に実施したか。</li> <li>・ 事務処理マニュアルに定める内容（報告、提出書類など）を確実に履行したか。</li> </ul>
	業務実施上の新たな工夫等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書に記載した内容以外に、受講生の就職に有効な新たな工夫など、業務のレベルアップに向けた取組がなされたか。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務改善指導に対する改善状況（必要な場合）</li> <li>・ 東京都対象業務所管部署が実施する場合、業務の実施に要した経費が提示金額の範囲内であるか。など</li> </ul>
事業効果	修了率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入校生の訓練修了実績はどうか。（退校者がいる場合はその事由を含む）</li> </ul>
	訓練修了3ヶ月間の就職率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施要項上の要求水準（目標就職率70%）を達成しているか。 （就職率は目標値70%に達成したか。または達成するための十分な工夫がなされたか）</li> <li>・ 就職先は、訓練科目に関連する分野であるか。</li> <li>・ 就職経路は、就職支援によるものか。</li> </ul>
	受講生に対するアンケート調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練内容及び就職支援について、訓練生の評価は優れているか。</li> </ul>
その他	特に評価すべき点	

[参考] モニタリング及び評価の流れ

年度	平成19年度												平成20年度											
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9					
モニタリング (前期)			前期訓練 (4~9月)					就職状況把握 (修了3か月間)																
	実施状況の確認															モニタリング 結果の公表								
モニタリング (後期)							後期訓練 (10~3月)					就職状況把握 (修了3か月間)												
	実施状況の確認												モニタリング 結果の公表											
事業実施 後の評価																	事業実施後の 評価の公表							

# 東京における職業能力開発行政の新展開

- 第 8 次東京都職業能力開発計画 -

平成 1 9 年 1 月

東京都

## 国における取組状況について

### 1 国における市場化テスト実施状況

#### (1) モデル事業

平成 17 年度にモデル事業として、以下の事業を対象に競争入札を実施。平成 18 年度においても、同事業を対象に競争入札を実施した。

- ◇ ハローワーク関連
  - ・ キャリア交流プラザ事業
  - ・ 若年者版キャリア交流プラザ事業
  - ・ 求人開拓事業
  - ・ アビリティガーデンにおける職業訓練事業
- ◇ 社会保険庁関連
  - ・ 厚生年金等の未適用事業所に対する適用促進事業
  - ・ 国民年金保険料の収納事業
  - ・ 年金電話相談センター事業
- ◇ 行刑施設関連
  - ・ 施設警備等事業

#### (2) 公共サービス改革法に基づき今後実施する事業（平成 19 年度以降の事業期間）

平成 18 年 5 月に成立した公共サービス改革法に基づき、以下の事業について、民間競争入札を実施予定（一部事業については入札実施済）

- ◇ 総務省
  - ・ 科学技術研究調査
- ◇ 法務省
  - ・ 登記事項証明書等の交付等の事務（乙号事務）
- ◇ 厚生労働省
  - ・ キャリア交流プラザ事業（入札実施済）
  - ・ 人材銀行事業（入札実施済）
  - ・ 求人開拓事業（入札実施済）
- ◇ 社会保険庁
  - ・ 国民年金保険料収納事業
- ◇ (独)雇用・能力開発機構
  - ・ アビリティガーデンにおける職業訓練事業（入札実施済）
  - ・ 私のしごと館における体験事業（入札実施済）
- ◇ (独)情報処理推進機構
  - ・ 情報処理技術者試験

- ◇ (独) 国際交流基金
  - ・ 日本語研修事業、文化芸術交流事業
- ◇ (独) 日本学生支援機構
  - ・ プラザ平成の管理運営業務
  - ・ 国際交流会館の管理運営業務

## 2 今後の事業選定について

官民競争入札等監理委員会（内閣府）では、今後、以下のテーマを「重点項目」として検討することとしている。（第18回官民競争入札等監理委員会資料より）

- ・ ハローワーク業務等
- ・ 統計調査関連業務
- ・ 公物管理関連業務
- ・ 窓口関連業務
- ・ 徴収関連業務
- ・ 施設・研修等関連業務

< 参 考 > 公共サービス改革法における地方公共団体関連の特定公共サービス

以下の窓口業務

- ・ 戸籍謄本等の交付の請求の受付および引渡し
- ・ 納税証明書の交付の請求の受付および引渡し
- ・ 外国人登録原票の写し等の交付の請求の受付および引渡し
- ・ 住民票の写し等の交付の請求の受付および引渡し
- ・ 戸籍の附票の写しの交付の請求の受付および引渡し
- ・ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付および引渡し

(参考)「公共サービス改革基本方針」(平成18年12月改定)掲載事業

※ 下線は地方公共団体に関係するもの

事項名	主な内容
統計調査業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科学技術研究調査:民間競争入札を実施</li> <li>・ <u>総務省所管の指定統計調査(科学技術研究調査を除く)、各府省の指定統計調査等の民間開放に向けた検討</u></li> </ul>
登記関連業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記事項証明書の交付、登記簿の閲覧等の事務:官民競争入札または民間競争入札の対象(H22年度までに)</li> <li>・ 不動産登記法等の特例を措置</li> </ul>
社会保険庁関連業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民年金保険料収納事業:民間競争入札を実施</li> <li>・ 公共サービス改革法33条で国民年金法等の特例を措置</li> </ul>
ハローワーク関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「人材銀行」事業、「キャリア交流プラザ」事業、求人開拓事業:民間競争入札を実施</li> <li>・ 公共サービス改革法32条で職業安定法の特例を措置</li> </ul>
公物管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園(イ号公園※)の維持管理業務:民間競争入札の対象事業とすることも視野に入れ検討</li> </ul> <p>※ 都市公園法第2条第1項第2号イに規定する、一の都府県を越えるような広域の見地から設置される国営公園</p>
独立行政法人の業務	<p>独立行政法人業務の民間競争入札の実施など</p> <p>【(独)雇用能力開発機構】「アビリティガーデン」における職業訓練事業、「私のしごと館」における職場体験事業</p> <p>【(独)国際交流基金】日本語研修事業、文化交流事業</p> <p>【(独)日本学生支援機構】東京国際交流館(プラザ平成)、国際交流会館の管理・運營業務等</p> <p>【(独)情報処理推進機構】情報処理技術者試験事業の試験実施業務等</p>
窓口関連業務	<p>【<u>車庫証明関係</u>】各種申請の受付業務及び車庫証明等の各種文書の引渡業務に関し各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることを明確にするために必要な措置を講じる。</p> <p>【<u>旅券関係</u>】各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることが明確にされたことを踏まえ、その旨、インターネットその他適切な方法により公表・周知</p> <p>【<u>国民健康保険関係</u>】一定の各種届出・申請の受付業務及び各種文書の引渡業務について、各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることを明確にするために必要な措置を講じる。</p> <p>【<u>介護保険関係</u>】要介護認定申請書等の受付及び引渡業務について、各地方公共団体の判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるよう、必要な措置を講じる。</p>

徴収関連業務	<p><b>【地方税徴収業務】</b> 平成 18 年度中に先進的な取り組み事例を地方公共団体に周知するなど、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進</p> <p><b>【国民健康保険料等徴収業務(自主的納付の勧奨)】</b> 地方公共団体において実施する徴収業務のうち、電話、文書、滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨について、各地方公共団体の判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるようにするため、平成 18 年度中に必要な措置を講じる。</p> <p><b>【公金の徴収業務に係る民間事業者の活用のあり方検討】</b> 早急に検討</p>
--------	--

※ 「公共サービス改革基本方針」：公共サービス改革法第 7 条に基づく政府の基本方針

公共サービス改革法第 7 条第 2 項

(基本方針に定める事項)

- 一 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項
- 二 競争の導入による公共サービスの改革のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置（特定公共サービスの範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。以下この条において同じ。）についての計画（次号に掲げるものを除く。）
- 四 競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画
- 五 官民競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス（以下「官民競争入札対象公共サービス」という。）の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項
- 六 民間競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス（以下「民間競争入札対象公共サービス」という。）の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項
- 七 廃止の対象とする国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項